

「旧統一教会の財産保全等に関する与党案及び野党案の双方を可決するよう求める要望書」2023年11月29日

令和5年11月29日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

要望者：旧統一教会の被害者（1世、2世、親族）有志一同
宗教2世問題ネットワーク

旧統一教会の財産保全等に関する与党案及び野党案の双方を可決するよう求める要望書

はじめに

私たちは、旧統一教会（以下、「統一教会」といいます）の被害者有志一同です。この度は盛山正仁文部科学大臣が解散命令請求を出し、統一教会が宗教法人格を剥奪されるべき宗教団体であることを政府として認めてくださったこと、心より深く感謝申し上げます。今回の旧統一教会の財産保全等を踏まえた被害者救済に関する法案につき、被害者有志一同より、以下の要望を行います。

1. 財産保全に関する法整備について

今後、解散命令請求に基づく裁判が慎重に行われていく上で、速やかに教団の財産保全の手段を取らなければ、被害者への賠償が行われなくなってしまうことが問題であると私たちは認識しています。現在、その問題に対応するための法整備について、臨時国会で議論されています。しかし、自由民主党・公明党・国民民主党の法案（以下「与党案」といいます。）について、統一教会の本性を知っている私たち被害者は、残念ながら与党案だけでは被害者救済のために極めて不十分であると認識しております。

2. 与党案の問題点

与党案の問題点は、以下の3点です。

1点目、与党案においては、不動産処分前の通知義務や、財産目録などの提出回数を増やすなどの案が出ています。しかし、これは、あくまで報告義務に過ぎず、正面から財産の保全を図りうるものではありません。

2点目、与党案が提案する外為法による対応は、まだその具体的な中身が明らかになっていませんが、対応できたとしても海外への資産の流出を防ぐものにすぎません。統一教会は、皆さんご承知のとおり、国内に多数の関連団体があるため、国内でも財産隠しや、財産移転を簡単に行うことができてしまいます。悪質な献金勧誘活動を当該関連団体を介して巧妙に行ってきたからこそ、統一教会の被害救済は今でも困難になっているのです。この点を配慮していない点に問題があります。

3点目、法テラスの訴訟支援を充実させる案については、必要な措置であり、是非とも実効性を持って行っていただきたいです。しかし、それらはあくまで被害者個人に対し自助努力が求められるものであり、財産保全とは別の話との認識であります。

3. 統一教会の悪質性

次に、統一教会の被害救済を検討する上で、統一教会という団体がどのようなことを被害者に対し行ってきたかを知り、警戒をする必要が大いにあります。しかし、現在の与党案にはそれが欠如していると危惧します。

まず、統一教会は、コンプライアンス宣言以降も献金等には領収書を発行せず、現在でも記録も開示しません。ましてや「自分の意思で献金をした」という念書を書かせ、昨年も国会で岸田総理が念書の効力を否定する答弁をするほどの社会問題となっており、被害者が訴訟を起こすことがいかに困難であるかを今一度ご理解いただきたく存じます。

財産保全の法整備は、統一教会のこれまでの被害者への姿勢を見ても、必要であると考えます。今年の痛ましい銃撃事件以降も、解散命令請求が出た後も、統一教会は会見を開いては一方的な主張を繰り返し、被害者を被害者と認めず、自分たちを正当化し続けています。統一教会が、被害者に寄り添う姿勢を見せることなく、統一教会に自浄作用が見られなかったことを、私たち被害者はおろか多くの日本国民が見てきたはずで、このよう

な団体に対し、被害者個人の自助努力に任せた前提での救済をすることは、非常に酷です。

以上のことから、財産保全については与党案では明らかに不十分です。

4. 野党案の問題点と指摘される点について

立憲民主党及び日本維新の会の法案（以下「野党案」といいます。）に対して、統一教会以外の宗教団体等から、信教の自由の重要性に鑑みて、健全な宗教活動に努める多くの宗教法人に不要な不安を招かないようにとの配慮を求める声があがっています。しかし、野党案は、統一教会以外の宗教法人に適用されるものではありません。信教の自由が守られる範囲での財産保全を検討していく余地は大いにあり、それについての与党側の意見が聞いておりません。統一教会の信教の自由は尊重されるべき重要な価値ですが、この問題は、統一教会の宗教活動をいかに守るかだけではありません。統一教会の権利の裏には、長年、統一教会によって侵害されてきた、被害者の信教の自由や、財産権といった数多くの人権侵害の被害が生じていることを忘れてはなりません。そして、統一教会が犯してきた当該問題について、国が長年放置してきた事実に対して、国がどのように責任を果たしていくかに焦点を当てる必要があると考えます。

5. 被害者へのヒアリングの必要性

次に、被害者へのヒアリングの回数についても、与党と野党には大きな差が生まれています。与党は、これまで延べ100人に70回以上に亘りヒアリングを行ってきた野党はおろか、長年被害者救済に携わってきた全国弁連の要望に耳を傾ける姿勢が見られません。そのような中で、与党の議論が進んでいることを遺憾に思います。私たちは特定の政党を支持するつもりはなく、超党派でこの問題に取り組んでいただきたいと考えております。与野党の意見が別れているときだからこそ、より多くの被害者へのヒアリングを行い、被害実態を理解した上で作成された野党案は十分に尊重されるべきだと考えております。

6. 結論 『与野党両案を成立させてほしい』

他方で、現在、与党から出ている案は、被害者にとっての救済には全て必要な内容です。したがって、与党案と同時に野党案の財産保全の法案両案を成立させていただきたいです。

最後に

私たち統一教会の被害者は、高齢であったり、幼少期からの宗教的虐待により、深いトラウマを負っており、社会的に生活していきただけで精一杯で、余力がない場合がほとんどです。統一教会の信者を抱えた家族もそうです。それだけでなく、今なお抜け道を作って行われる高額献金、靈感商法、一世信者の老後破綻や、それにより二世信者の将来が失われている問題、宗教的虐待や脱会後の精神疾患の問題など、さまざまな事情によって今も苦しんでいる被害者が大勢います。そうした個々の被害者に対し、自助努力に委ねられるような現在の与党側の案は、それだけでは実効的な被害者救済になるとは到底いえません。是非とも野党案を基にした正面からの財産保全の法整備をしていただき、被害者への実効性のある救済をお願いいたします。

統一教会は、日本の大切な家庭を破壊して崩壊させました。統一教会の被害の本質は、1世、2世、親族の被害者を個別に分けて検証していても見えてきません。1世、2世、親族はそれぞれが補完する関係であり、パズルのピースとなっています。統一教会がどのような人権侵害を行い、どのような被害結果を生じさせたのかを検証する必要があります。我々は、事件を機に相互の被害を分析し、統一教会の内情を合わせ考えた結果、財産保全の必要性を強く感じています。与党案、野党案どれも欠けてはなりません。以上をお伝えしたく、私たちは、1世、2世、親族のそれぞれの垣根を越えて一丸となって要望をさせていただきました。

以上

声 明

(被害者救済に向けた与野党の法案について)

2023(令和5)年11月29日

全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団

上記弁護団 弁護団長 弁護士 村越 進

同 副団長 弁護士 内田 信也

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹

同 副団長 弁護士 塚田 裕二

同 副団長 弁護士 荻原 典子

同 副団長 弁護士 植田 勝博

同 副団長 弁護士 山田 延廣

同 副団長 弁護士 平田 広志

同 事務局長 弁護士 山口 広

外341名

1 現在、国会に、旧統一教会による被害者救済に向けた法案が提出され、審議されています。最前線で被害者の法的救済に取り組む当弁護団は、まずそのこと並びに関係者のご尽力に感謝いたします。

被害者救済は、長年にわたり旧統一教会による違法行為とその被害を放置してきた社会全体の責務です。同時に、多くの国会議員が旧統一教会と関係を有してきた事実は無視し得ないものであり、被害者救済のための法整備は国会自身の責務でもあると考えます。

現在、自由民主党・公明党・国民民主党と立憲民主党・日本維新の会からそれぞれ法案が提出され真剣な議論が行われていますが、法律実務を担う当弁護団としては、両案とも積極面を有するとともに、不十分な点も存するものと考えています。両案は必ずしも排斥し合うものではなく、両案の積極面を生かし、不十分な点を補うような建設的な議論と協議を期待します。何よりも、事柄の性格上、意見が分かれて賛成多数で採決するようなことは決して好ましいことではなく、

被害者救済が社会と国会の総意であることを示すためにも、全会一致で法律を制定していただくことを切望するものです。

- 2 当弁護団は、被害者救済の実効性ある法案とするためには、財産保全の特別措置法により、少なくとも旧統一教会の財産を一定の範囲限度において保全することが必要不可欠であると考えます。

それを被害者による民事保全手続に委ねることは、被害者一人一人にとって過大な負担となり余りにも酷です。被害者が高額な担保金を用意できるはずもなく、不可能を強いることにもなりかねません。また、様々なハードルを乗り越えて裁判所により保全が認められたとしても、押さえられるのはごく一部の財産にとどまるのであり、被害者救済の実効性として乏しいものにならざるを得ません。

加えて、将来、旧統一教会に対する解散命令が確定した段階で初めて脱会を決意し、ようやく被害者として声を上げられるようになる方も相当数出てくるものと思われませんが、その時点で財産が散逸していれば、そのような将来現れる被害者は一切救済されないことにもなりかねません。

- 3 立憲・維新の法案は包括的な財産保全を可能にするものですが、自民・公明・国民民主側からは、憲法の保障する信教の自由への抵触や、具体的にどのような処分ができるのか等が条文上明確でないため裁判所が決定を出せず、むしろ実効性に欠けるのではないかとの懸念の声が上がっています。他方、自民・公明・国民民主の法案については、なお被害者個人による民事保全手続に委ねる案となっており、上述のとおり、被害者救済の実効性に乏しい結果となりかねないものです。

そこで、これらを乗り越える方策として、例えば、立憲・維新の法案をベースにした上で、管理人の権限を条文上明確化したり、管理の対象を重要な財産処分行為（海外送金・不動産の処分等）に限定したり、管理の対象から日常的な財産処分行為を外したり、保全の範囲を一定額又は一定割合に限定したりすることが考えられます。

また、まずは所轄庁が財産状況についての報告を求め、必要に応じて裁判所が選任した調査委員（仮称）に財産状況を調査させ、財産散逸の恐れが認められた場合には、裁判所が更に監督委員（仮称）を選任し、重要な財産処分行為に監督

委員の同意を要するとし、それでも実効性がない場合には包括的に財産保全を認める、というような段階的な仕組みにすることも考えられます。

これらの修正に加えて、財産保全は、今回のように所轄庁が解散命令請求を行った場合にのみ申立てができるとすれば、健全な宗教法人に対して利害関係人によって濫用的に行使される恐れもありません。

- 4 立憲・維新の法案については、宗教活動を直接規制するものではなく信教の自由や財産権に抵触しないとする憲法の研究者の見解も表明されています。

当弁護団の上記案も参考にさせていただいて、抽象的な議論に終始せず具体的に検討を進めていただければ、憲法上の疑義を生じさせることも健全な宗教法人に無用な不安を抱かせることもないはずです。靈感商法、高額献金の被害者のみならず、家族被害、二世被害者なども含めた、この問題の全被害者の救済のために、実効性の確保された必要最小限の制度を整備する法案について、全会派の合意を得ることは必ず可能であると信じます。

そのために、時間は限られていますが、国会議員、法制局、関係省庁、憲法や宗教法の研究者など関係者の皆様が、立場を超えて叡智を結集し、今国会において被害者救済の実効性を有する財産保全の特別措置法を是非とも成立させていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

以上

オウム真理教 財産隠し関係年表

この間に財産隠し

1995/3/20 地下鉄サリン事件

1995/6/30 東京地検と東京都知事が東京地裁
に解散命令請求

多額の現金が散逸

主な不動産10物件が関連会社等の名義に移転

1995/10/15 被害弁護団、オウム真理教の資
産隠しに関して声明

1995/10/30 東京地裁が解散命令決定

1995/12/11,12 被害弁護団と国がオウム真理教に対する破産申立て

1995/12/14 オウム真理教に対する破産法上の財産保全処分

1995/12/19 東京高裁が解散命令決定（確定）

1995/12/20 清算人として小野道久弁護士（前第二東京弁護士会会長）が選任

1月、清算人が関連会社に訴訟提起、仮処分申立て

1996/1/30 最高裁が特別抗告棄却決定

1996/3/28 オウム真理教に破産宣告。破産管財人として阿部三郎弁護士（元日
弁連会長）が選任



破産宣告を告示する破産管財人（日本経済新聞より）

その後、破産管財人による否認権行使訴訟
は、8事件・18物件

結局、被害救済は不十分に

2005/3/19 被害者への配当率は30.67%に留まる

2023/11/14 10億円以上がなお被害者へ未払



地下鉄サリン事件(消防庁Facebookより)